

## 年末調整のポイント

年末調整とは、給与の支払者が給与の支払を受ける人について、その年中に支払が確定した給与等の総額に対して納めなければならない税額を算出し、毎月の給与等から源泉徴収した税額と比べて過不足を精算する手続です。

### 年末調整の留意点

#### 《復興特別所得税の計算》

昨年に引き続き、今年の年末調整の際にも復興特別所得税を含めた税額を算出する必要があります。

#### 《年末調整の対象者》

年末調整は、原則として給与の支払者に対して「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の全員について行いますが、下記の場合は年末調整の対象者になりません。

- ①その年中の主たる給与等の収入金額が2,000万円を超える人
- ②国内に住所及び1年以上の居所を有していない人
- ③年の途中で退職した人
- ④災害減免法の規定により、その年中の給与に対する源泉所得税等について徴収猶予や還付を受けた人

### 令和2年分から適用される主な改正事項

適用は令和2年分からとなりますが、『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』の「住民税に関する事項」に「単身児童扶養者」の欄が追加され、令和2年分から様式が変更されています。

また、給与所得控除及び基礎控除に関する改正や住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の改正なども行われます。